



今月のニュース

市では、災害が発生した際に、その対応を円滑に行えるよう、深谷市地域防災計画を策定し、行政だけでなく、関係機関と連携した備えをします。

このたび、東日本大震災や近年の異常気象などを教訓として、地域防災計画の改正に向けた作業を進め、防災会議による審議を中心に素案を整えました。この素案についてご意見を募集します。

意見を提出いただけるかた

- ・市内在住か在勤・在学者
・この案件の利害関係者
素案の閲覧場所 市役所本庁舎行政コーナーのほか、総合支所市民生活課、公民館へ

地域防災計画(素案)のご意見募集

お問い合わせ 自治防災課(☎574-8597・☎573-8250・☎366-8501仲町11-1-1)
kiki@city.fukaya.saitama.jp

ふっかちゃん ナンバープレート交付

市民税課(☎574-6637)
市のPRおよび地域の一体感、郷土愛を深め、地域の振興を図ることを目的に、市のイメージキャラクター『ふっかちゃん』をデザインした新しいナンバープレートを作製します。

対象車種は、125cc以下の原動機付自転車(白色・黄色・桃色の3種)になり、12月下旬からの交付を予定しています。詳しくは、広報ふかや12月号をご覧ください。



滞納に対する取り組みを強化しています

お問い合わせ 収税課(☎574-6639)

1月まで、県下一斉で滞納整理強化期間として市税などの滞納に対する取り組みを強化しています。

市民の皆さんからお預かりした市税は、快適で暮らしやすいまちづくりのために使われています。市税の滞納は、税負担の公平性を保つためにも見過ごせません。大多数の皆さんには納期限内に納付していただいています。さまざまな理由で納付が遅れたり、滞っているかたも少なくありません。

期限を過ぎると延滞金

市税納付については、納期限を過ぎると延滞金が増加される場合があります。これは年14.6%(当初1か月は特例あり)と高利率となっております。期限を過ぎてしまった場合は、早目の納税をお願いします。



早めに納税相談を
病气、失業、事業不振などで納税が困難な場合はご連絡ください。事情をお伺いした上で、納税方法についてご相談させていただきます。
納付がないと滞納処分も
正当な理由がなく市税を滞納しているような場合には、納税者間の公平性を保つため、滞納処分を行うこととなります。市では、預金や勤務先への給与調査のほか、不動産などの財産調査を実施し、最終的に納付がないときは、財産を差し押え、換価し税金への充当を行っています。
便利な口座振替・コンビニ納付をご利用ください
市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。また、平成24年度分からコンビニエンスストアでも納付できるようになりました(金額などにより一部取り扱えない場合があります)。取扱銀行、コンビニエンスストアについては、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

市民提案と市民審査員の募集

お問い合わせ 財政課(☎574-6632)

市政の運営に当たっては、行政だけでは解決が困難な課題が数多く存在します。そこで、市民の皆さんからその課題を解決する案を募集します。また、提出された予算案を審査する市民審査員も募集します。

市民提案の募集

応募要件 市内在住か在勤・在学の方(満20歳以上)のかたおよび市内で活動している団体で、市税の滞納がないかた
※匿名不可
課題の提示 内容などの詳細は、市ホームページのほか、財政課、課題を提出した担当課をご覧ください。

Table with 3 columns: No., 課題名, 担当課. Lists 6 topics such as '福祉ボランティア活動の活性化について' and '空き家の有効活用'.

提案後の流れ

- ①担当課による検討を経て、予算案化する場合は、提案者と担当課で協議し、予算案を作り上げます。
②予算案は、担当課から財政課に提出され、内容についてのヒアリングを行います(12月~平成25年1月)。このヒアリングの場には、提案者と担当課が出席し、市民審査員と財政担当からの質問に答えます(提案者に参加していただくのはごまかせず)。
③予算案は、市民審査員と財政担当の審査、市長査定を経て、議会に上程されます。
④議会での議決後、結果を公表します。
申し込み 11月12日(月)~30日(金)まで、事業提案書に必要事項を記入し、担当課へ
※事業提案書は、担当課、財政課のほか、市ホームページからも入手できます。
市民審査員の募集
応募要件 市内在住か在勤・在学の方(満20歳以上)で、市税の滞納がないかた
申し込み 11月12日(月)~30日(金)まで(財政課へ)

国民年金からのお知らせ

お問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5158) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-2213)
川本市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

年末調整・確定申告に必要な『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が送付されます
国民年金保険料は、所得税・住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。また、家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した本人の社会保険料控除に加えることができます。

この社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。今年、国民年金保険料を納付したかたには、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。
証明書送付時期
平成24年1月1日~9月30日までに国民年金保険料を納付したかたには、11月上旬

平成25年2月上旬
お問い合わせ 日本年金機構控
平成25年2月上旬
日までに今年初めて国民年金保険料を納付したかたには、

除証明書専用ダイヤル(☎0570-0700-117)
IP電話の場合は☎03-6700-1130・平成25年3月15日(金)までの平日午前8時30分~午後5時15分)
年金受給者の皆さんへ
扶養親族等申告書』は期限内に提出しましょう
老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています(障害・遺族年金は課税されません)。課税対象となる受給者には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、期限内に必ず提出してください。この申告で、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし、提出し忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合があります。

申告書送付対象
65歳未満で年金額108万円以上
65歳以上で年金額158万円以上